

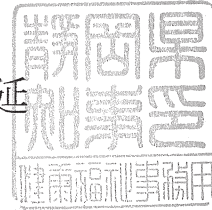
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県川崎市川崎区鋼管通二丁目2番2号

氏 名 日本ダスト 株式会社
代表取締役 吉野 建介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 石川 嘉延



許可の年月日 平成20年 8月 8日

許可の有効年月日 平成25年 8月 7日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え及び保管行為を除く）

特別管理産業廃棄物の種類

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃石綿等、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る）、特定有害汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むものに限る）、特定有害廃酸（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むものに限る）、特定有害廃アルカリ（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むものに限る）
以上 30品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり

5. 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

該当なし

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

この写しは証明に用いることはできません

平成 5年	8月	4日	新規許可
平成10年	8月	4日	更新許可
平成15年	8月	8日	更新許可
平成20年	9月	26日	更新許可



この写しは証明に用いることはできません